

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和2年5月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 12 号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第61号）の施行期日は、令和2年5月25日とする。

（文化市民局地域自治推進室）